

国民年金保険料免除制度 平成27年度受付 7月1日開始

将来、国民年金を受給するには、20歳に加入してから、60歳までの40年間のうち、最低25年以上の保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除または猶予する制度があります。

ただし、この制度を利用した期間については、年金受給資格期間には算入されますが、免除を受けた期間は年金額が減額され、納付猶予された期間は年金額には反映されません。将来、有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることもできます。

また、免除・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に受給資格があれば、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

免除・納付猶予の対象となる方

- ・前年の所得(収入)が少なく、保険料の納付が困難な方
- ・失業により、保険料の納付が困難な方(「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要)

<申請免除>

・全額免除

保険料の全額が免除されます。

・4分の3免除

保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1を納付するものです。

・半額免除

保険料の半額を免除し、残りの半額を納付するものです。

・4分の1免除

保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3を納付するものです。

※免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。



<若年者納付猶予>

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(30歳未満)の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

※納付猶予を受けるには、本人・配偶者の所得が審査の対象となります。

必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・所得課税証明書(他の市町村から転入された方は、申請する年度の1月1日時点の住所地での証明が必要です)

申請場所 役場 住民課

今年度新たに免除(納付猶予)の申請ができる期間 平成27年7月～平成28年6月

申請受付開始 7月1日(水)

●平成26年4月から免除等の申請期間が拡大されました

これまでは、さかのぼって免除申請できる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例申請は4月)まででしたが、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)について、さかのぼって免除等の申請ができるようになりました。(学生納付特例も同様)

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200

役場 住民課 内線121